

令和8年度（2026年度）

幼児教育・保育無償化に伴う手続きのご案内

令和元年（2019年）10月から幼児教育・保育の無償化が開始されました。

無償化の対象となるためには、熊本市から事前に「施設等利用給付認定」を受ける必要があります。

認定を希望する場合は、この案内をよく読んで申請してください。

1 無償化の対象者と範囲・対象施設

無償化の対象者と範囲

次の条件①～③をすべて満たし施設等利用給付認定を受けた場合は、利用料が上限の範囲内で無償（償還払い）となります。

[条件①] 認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、幼稚園、企業主導型保育事業を利用(在園)していない

[条件②] 令和8年（2026年）4月1日時点で3歳以上の小学校就学前こども、または、

令和8年（2026年）4月1日時点で3歳未満の市町村民税非課税世帯のこども

[条件③] 保護者のいざれも就労等の「保育の必要性」がある

子どもの年齢	施設等利用給付認定を受けるための要件	施設等利用給付認定区分	無償化の上限額
3～5歳児クラス R2(2020).4.2～R5(2023).4.1生まれ	保育の必要性があること	法30条の4第2号 (新2号)	37,000円/月
0～2歳児クラス R5(2023).4.2生まれ以降	<u>市町村民税非課税世帯等</u> かつ 保育の必要性があること	法30条の4第3号 (新3号)	42,000円/月

※市外転出入等により施設等利用給付認定の期間が月の途中で開始・終了となる場合は、対象月の上限額が変わります。

※食材料費（ごはん、おかず、おやつ代）、通園送迎費、行事費などは、保護者の負担になります。

※償還払いとは、利用料をいったん施設に支払い、領収証などを添付した所定の請求書を市へ提出することで、支払った額の全部または一部の支給を受ける制度です。

【新3号認定の非課税世帯の判定について】

令和8年（2026年）4～8月利用分は令和7年度（2025年度）の市町村民税額、令和8年（2026年）9月～令和9年（2027年）3月利用分は令和8年度（2026年度）の市町村民税額で判定します。

また、父母の市町村民税が非課税で、祖父母と同居している場合は、祖父母のいざれか所得額が高い方も市町村民税非課税世帯であるか確認します。確認のため、祖父母の税資料等の提出を依頼することがあります。

対象施設

認可外保育施設、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業のうち、市が確認を行ったものを対象とします。

※ 対象施設は、熊本市ホームページで確認できます。確認を受けていない施設は無償化の対象外ですのでご注意ください。

※ 対象施設を複数利用した場合も、月額上限額の範囲で利用料が無償となります。

2 「施設等利用給付認定」申請の受付期間と提出先

申請書受付期間	提出先
認定希望月の前月15日まで(15日が土・日・祝日の場合は翌開庁日)	お住いの区役所 保健こども課

※やむを得ない理由等により上記の申請書受付期間までに提出ができない場合は、事前にお住いの区役所保健こども課へご相談ください。認定開始日は、申請書受理日より前にさかのぼることはできません。

提出先・問い合わせ先

中央区役所 保健こども課	TEL 096-328-2421	〒860-8618	熊本市中央区手取本町1-1
東区役所 保健こども課	TEL 096-367-9130	〒862-8555	熊本市東区東本町16-30
西区役所 保健こども課	TEL 096-329-6838	〒861-5292	熊本市西区小島2丁目7-1
南区役所 保健こども課	TEL 096-357-4135	〒861-4189	熊本市南区富合町清藤405-3
北区役所 保健こども課	TEL 096-272-1104	〒861-0195	熊本市北区植木町岩野238-1

3 「保育の必要性」について

「保育の必要性」は、保護者のいずれもが次のいずれかの事由に該当する必要があります。

	保育を必要とする事由	認定期間
1	就労（※1）	在職期間の月末まで
2	妊娠・出産	出産（予定）月を含まない前2ヶ月、後2ヶ月、最長5ヶ月間（月単位）
3	保護者の疾病・障がい	療養に要する期間（※診断書・手帳に証明された期間）（※2）
4	同居親族等の介護・看護（※1）	介護・看護に要する期間
5	災害復旧	災害復旧に要する期間
6	求職活動（起業準備含む）	3ヶ月間
7	就学（職業訓練校を含む）（※1）（※3）	就学期間の月末まで
8	虐待やDVのおそれがあること	状況により異なる
9	育児休業取得中の継続保育利用	原則育児休業期間終了日まで ※育児休業開始前から施設等を利用していた場合に限る

（※1）「1就労」「4介護・看護」「7就学」を事由とする場合、月52時間かつ月13日以上を常態としていることが要件となります。

（※2）診断書に記載された療養期間（ただし、最長で1年間）。療養期間の記載がない場合は半年。

（※3）就学時間が特定される遠隔（オンライン）ライブ配信授業は対象となります。就学時間が特定されないオンデマンド（動画配信）授業は対象となりません。

【育児休業中の施設等利用給付認定について】

○育児休業からの復職に伴う「新規申請」の場合（今回初めて就労で認定を希望する方）

復職日が当該月の1～15日の場合は、復職月の前月からの認定を希望することが可能です。

復職日が当該月の16～末日の場合は、復職月からの認定を希望することが可能です。

○育児休業からの復職に伴う「継続申請」の場合（育児休業から就労へ認定変更を希望する方）

育児休業での認定終了日までに、変更申請書の提出が必要です。認定終了日以降に変更申請書が提出された場合、認定開始日は変更申請書提出日以降の日となりますので、ご注意ください。

※遡り認定はおこないません。

4 「施設等利用給付認定」申請に必要な書類

必要な書類 ※申込児童1人につき1部必要となります。

	必要な書類	施設等利用給付認定区分	
		新2号	新3号
①	子育てのための施設等利用給付認定申請書	○	○
②	保育の必要性を証明する書類 →【表1】参照	○	○
③	状況により必要となる書類 →【表2】参照 該当する方のみ		○
④	申請者の個人番号確認書類および本人確認書類の写し →【表3】参照	○	○

※認可保育所等利用申込に基づき、教育・保育給付の「支給認定証（第2号・第3号認定のみ）」を発行された方で、その認定開始日が令和8年（2026年）4月1日以降であり、かつ、認定希望日時点で有効な場合は、「支給認定証（第2号・第3号認定のみ）」を添付（コピー可）することにより、上記②～③の書類の提出は不要です。

【表1】保育の必要性を証明する書類

※各証明書は、申請書受付日から起算して3ヶ月以内に証明（記入）されたものが有効となります。

保育を必要とする事由	保育の必要性を証明する書類	備考
就労 お勤め	□就労証明書⑧（国標準様式） ※熊本市HPにある様式（令和7年4月改訂版）を使用して作成されたもの。	※記入はお勤め先 ※就労先が複数ある場合は、お勤め先ごとの証明が必要 ※祖父母が営む自営業に従事している場合は、祖父母の自営の状況が確認できる書類の添付も必要です（ただし、法人格がある場合は省略可能）
	□就労（予定）証明書⑧（国標準様式） ※熊本市HPにある様式（令和7年4月改訂版）を使用して作成されたもの。	※記入はお勤め先 ※証明日が就労開始日より前の日付の場合、就労（予定）と判断します。 ※就労開始後、改めて就労証明書の提出が必要です。

保育を必要とする事由		保育の必要性を証明する書類	備考
就労	自営業 農業 内職	<input type="checkbox"/> 就労証明書⑧（国標準様式） ※熊本市HPにある様式（令和7年 4月改訂版）を使用して作成された もの。 <input type="checkbox"/> 自営の状況が確認できる書類	<p>【自営の状況が確認できる書類】①または②</p> <p>①最新年分の所得税の確定申告書（第一表・第二表）の写し ※e-Taxの場合は受信通知画面の写し</p> <p>②市民税申告書の写し</p> <p>・開業して最初の申告時期を迎えていない場合に限り、営業許可証または開業届の写しと請求書・領収書等2・3枚程度（第三者が発行したものに限る）。</p>
妊娠・出産		<input type="checkbox"/> 親子健康手帳（母子手帳）の写し	表紙（母氏名）と出産（予定）日が確認できるページ
疾病		<input type="checkbox"/> 診断書（原本）	「療養期間」と「保育ができない旨」の記載が必要
障がい		<input type="checkbox"/> 障害者手帳等の写し（※1）	身体障害者手帳（1級～4級）、療育手帳 精神障害者保健福祉手帳の写し
同居親族等の 介護・看護		<input type="checkbox"/> 介護・看護申立書 <input type="checkbox"/> 診断書（原本） <input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証の写し、障害者 手帳等の写し等	診断書には「療養期間」と「介護・看護が必要な 旨」の記載が必要 ※ただし、被介護者が要介護3以上の場合、診断 書の提出を省略することが可能
災害復旧		<input type="checkbox"/> り災証明書 <input type="checkbox"/> 復旧に要する時間が分かるもの	個別に状況を確認させていただきます。
求職活動 (起業準備含む)		<input type="checkbox"/> 求職活動・起業準備状況申立書（施 設等利用給付認定用）	求職活動（起業準備）の状況を記載
就学		<input type="checkbox"/> 在学証明書（合格通知書等） <input type="checkbox"/> カリキュラム（時間割等）	在学期間と月の就学時間が確認できるもの
虐待やDVの おそれがあること		状況により必要な書類が異なりますので、各区役所保健ごども課へご相談ください。	
育児休業取得中の 継続保育利用		<input type="checkbox"/> 就労証明書 <input type="checkbox"/> 施設が発行する在園証明書	育児休業開始前から施設利用が確認できた場合 に限り認定

（※1）市外からの転入で、熊本市以外の自治体が交付した療育手帳B（B1・2）の方は、診断書が必要になります。

【表2】状況により必要となる書類（新3号認定を希望する方で、該当する方のみ）

世帯の状況		必要書類
令和8年 (2026年) 4月～8月に 認定希望 (利用開始) の方	令和7年（2025年）1月1日現 在の住所地が 熊本市以外の方 ・令和7年（2025年）1月2日以 降に熊本市に転入された方 ・単身赴任等で保育料算定保護 者の住民票が熊本市にない方 ・令和6年（2024年）中に日本 国外で就労された方 等	<p>【令和7年（2025年度）の市町村民税所得割額が分かる証 明書（課税証明書など）】①または②</p> <p>①令和7年（2025年）1月1日現在の居住市区町村が発行するも の。（配偶者控除の対象の方についても、課税（非課税）証明が 必要です。）</p> <p>②国外で就労された方は、令和6年（2024年）中の収入を証する 書類（和訳文を添付すること）が必要です。</p> <p>※①については、【表3】個人番号（マイナンバー）の届出により、省 略可能となります。</p>
令和8年 (2026年) 9月 ～ 令和9年 (2027年) 3月 に認定希望 (利用開始) の方	令和8年（2026年）1月1日現 在の住所地が熊本市以外の方 ・令和8年（2026年）1月2日 以降に熊本市に転入された方 ・単身赴任等で保育料算定保護 者の住民票が熊本市にない方 ・令和7年（2025年）中に日本 国外で就労された方 等	<p>【令和8年度（2026年度）の市町村民税所得割額が分かる証 明書（課税証明書など）】①または②</p> <p>①令和8年（2026年）1月1日現在の居住市区町村が発行するも の。（配偶者控除の対象の方についても、課税（非課税）証明 が必要です。）</p> <p>②国外で就労された方は、令和7年（2025年）中の収入を証する 書類（和訳文を添付すること）が必要です。</p> <p>※①については、【表3】個人番号（マイナンバー）の届出により、省 略可能となります。</p>

【表3】個人番号（マイナンバー）の届出と添付書類

「子ども・子育て支援法施行規則」の規定に基づき、施設等利用給付認定申請には個人番号（マイナンバー）の届出（保護者及び対象児童）が必要です。また、施設等利用給付認定申請書を提出のときは、次のとおり「個人番号確認」と「本人確認」の書類の写しを添付し提出してください。

個人番号確認書類		本人確認書類	
※次のうち、いずれか1点で可		本人確認書類（写真付き） ※次のうちいずれか1点で可	本人確認書類（写真なし） ※次のうち2点必要
<input type="checkbox"/> 個人番号（マイナンバー）カード（裏面）	<input type="checkbox"/> 個人番号記載の住民票等	<input type="checkbox"/> 個人番号カード（表面） <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 障害者手帳（身体/精神/療育） <input type="checkbox"/> 在留カード又は特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> その他官公署発行の写真付本人確認書類等で、住所、氏名、生年月日の記載のあるもの	<input type="checkbox"/> 資格確認書 <input type="checkbox"/> 年金手帳 <input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> その他官公署等からの発行書類で、住所、氏名、生年月日の記載のあるもの

※窓口にて職員が原本を確認できた場合は写しの提出は不要です。

5 認定を受けた後、世帯の状況等が変わった場合は必ず届け出をしてください。

施設等利用給付認定を受けた後に、世帯の状況が変わった場合は状況が変わったことがわかる書類の提出が必要です。お問い合わせ先は、お住まいの区役所保健こども課です。

【例】・氏名、世帯構成等に変更があった場合

（結婚（事実婚含む）、離婚、祖父母との同居開始・終了）

- ・妊娠（出産）した場合
- ・住所が変わった場合
- ・就職、育児休業復帰、退職、転職、勤務形態の変更があった場合
- ・生活保護の廃止・開始
- ・その他、保育を必要とする事由が変わった場合・該当しなくなった場合 等

※変更内容によっては、認定結果が変わりますのでご注意ください。

6 認定の取消し等

施設等利用給付認定を受けた後でも、次に該当することとなった場合等には、施設等利用給付を受けることができなくなりますのでご注意ください。

○市外へ転出した場合

熊本市での認定は終了となります。転出先の市町村で改めて施設等利用給付認定申請の手続きが必要です。

○保育を必要とする事由がなくなった場合

○施設等利用給付認定（新2号・新3号）の有効期間が満了となった場合

○新3号認定の方が、課税世帯となった場合

○教育・保育給付の第2号・第3号認定で認可保育所等を利用開始した場合

○企業主導型保育事業を利用開始した場合

※認定終了時および更新時の案内はしておりません。認定期間については保護者様ご自身で管理をお願いいたします。

7 年1回の現況確認について

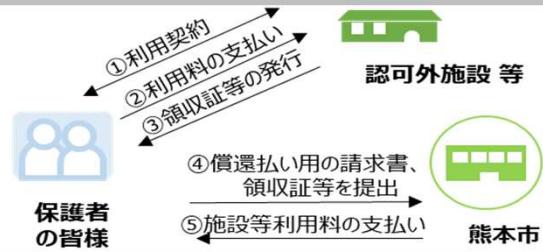
保育を必要とする事由や状況が引き続き該当するか確認するため、年1回「現況届」および「保育の必要性を証明する書類」等の提出が必要となります。提出時期は、別途お知らせします。

8 利用料の償還払いの手続きについて

施設等利用給付認定（新2号・新3号認定）の有効期間中は、利用料が上限額の範囲で無料（償還払い）になります。

施設へ利用料をいったん支払った後、熊本市保育幼稚園課へ請求書および領収証等を提出してください。

支払いは、年4回（3ヶ月分）を予定しておりますが、請求時期等は別途熊本市ホームページ等でお知らせします。領収証等はなくさないよう保管してください。



【問い合わせ先】

▶施設等利用給付認定の手続きについて

お住いの区役所保健こども課まで（連絡先は表紙参照）

▶利用料の償還払いの手続きについて

熊本市保育幼稚園課 TEL : 096-328-2568

各種申請様式は、熊本市ホームページからダウンロードまたは各区役所保健こども課、熊本市保育幼稚園課で配布しています。

